

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果のうち、現在まで改善措置が完了していない事項について、知事から報告があったので、次のとおり公表する。

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	西	銘	純	恵
沖縄県監査委員	座	喜	味	一 幸

第1 定期監査指摘事項に対する未措置の状況

<財務・事務に関する事項>

(平成21年度監査結果報告分)

1 県有財産の利活用がなされていないもの

(1) 指摘の内容

企業債残高（看護師住宅を含む）が14,986,611円あり、借地借上料として年間52,500円支払っている古宇利診療所建物が、平成19年3月の同所の休止以後利活用がなされていない。利活用を検討する必要がある。（北部病院）

(2) 現在までの状況

借地借上料を支払っていた古宇利診療所医師住宅については、平成24年11月に今帰仁村へ無償譲渡した。

病院事業経営課、北部病院及び今帰仁村の三者により古宇利診療所建物及び看護師住宅の処分等について、定期的に意見交換を行っている。

今帰仁村において利用計画を策定中であり、策定後、同診療所の譲渡について協議する予定である。

(3) 未措置とする理由

利用計画の策定及び譲渡等が完了していないため。

(平成26年度監査結果報告分)

1 財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

備品を取得した際は備品台帳に登録しなければならないが、沖縄型植物工場プラント等（合計57,732,384円）について、登録していなかった。（園芸振興課）

(2) 現在までの状況

当該備品については、利用計画、使用状況等に関する定期的な現地確認を行っており、備品の適切な管理について、当該備品を活用している研究機関と調整を行っているところである。

(3) 未措置とする理由

備品台帳への登録が完了していないため。

(平成28年度監査結果報告分)

1 財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

新たに購入した備品を指定管理者へ貸与しているが、指定管理協定で定める管理物品一覧に記載していなかった。(都市計画・モノレール課)

(2) 現在までの状況

県営9都市公園の備品現況、電算台帳の統一を平成30年12月中旬までに行った。令和元年6月末までに基本協定書を変更し、管理物品一覧を更新する予定である。

(3) 未措置とする理由

管理物品一覧が更新されていないため。

2 債権の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

県営住宅損害賠償金について、平成12年度以降の債権を調定しておらず、債権額を把握していない等、不適正な債権管理となっていた。(住宅課)

(2) 現在までの状況

県営住宅損害賠償金については、建物明渡等請求事件判決のあった債務者情報を登録した。債権額等については現在精査中であるが、確定次第損害賠償金の請求を実施する予定である。

(3) 未措置とする理由

債権額等の把握が完了しておらず、不適正な債権管理が改善されていないため。

3 歳入歳出外現金の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

県営住宅入居時に入居者から受け入れた敷金について、歳入歳出外現金として財務会計システムにより管理している現在高と、住宅管理システム等により戸別の管理を行っている合計額に差額が生じており、納入者が不明な敷金がある等、不適正な管理となっている。(住宅課)

(2) 現在までの状況

財務会計システムで保存されている敷金払出情報及び過去の払出調書等に基づき、管理台帳の整備を進めている。管理台帳整備後は、敷金の返還等について、関係法令等に基づき適正な事務処理に努める。

(3) 未措置とする理由

管理台帳を整備中であり、敷金の返還等について、処理が完了していないため。

(平成29年度監査結果報告分)

1 公舎の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

職員宿舎について、入居の要件を欠く者が入居していた。(畜産研究センター)

(2) 現在までの状況

沖縄県公舎管理規則第23条第1項第2号の規定に基づき職員宿舎明け渡し命令を発している。今後、退去に向けて調整を進める予定である。

(3) 未措置とする理由

現在も入居中であるため。

2 預り金の管理に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

健康保険料、厚生年金保険料等について、総勘定元帳の差引残高がマイナスとなっている月があり、また、その他預り金について、内容を確認できない残高があった。

(中部病院)

(2) 現在までの状況

健康保険料、厚生年金保険料等及びその他預り金については、現在、個々の伝票処理について精査中である。

(3) 未措置とする理由

処理が完了していないため。

<工事等に関する事項>

(平成29年度監査結果報告分)

1 設計等の確認に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

H28バナナ公園ふれあい橋整備工事（上部工）において、当初設計時に設計荷重を過大に見積もっていたことが判明したため、支承の型式を変更し、沓座面を嵩上げ施工していた。今後、設計業務時における的確な設計照査に加え、竣工検査を慎重に行う必要がある。

(八重山土木事務所)

(2) 現在までの状況

指摘後、土木設計業務等検査技術基準（案）に基づき成果品の品質の精度向上に努めている。

(3) 未措置とする理由

設計業務等の検査に必要な技術的事項を定める土木設計業務等検査技術基準を確定し、当該基準に基づき検査の適切な実施を図る必要があるため。

2 施設の改修が必要なもの

(1) 指摘の内容

ア 安謝川河川改修工事（H28-3）において、先行設置していたパイプルーフNo. 13の継手が後施工したNo. 12の継手と接合できていなかった。上部の国道等へ影響が及ばないように対策を講じる必要がある。

(南部土木事務所)

イ 新川第2地区耕土流出防止対策工事（H29-1）において、函渠側溝から3号浸透池への流入口が法面の高い位置に計画されていた。大量の水量が流入した場合、流入水の水勢、衝撃等で法面保護工の破損・崩壊等が懸念されるため、流入水量等を再検討するとともに、流入口下部の補強等を行う必要がある。

また、6号沈砂池の吐口について、通水能力及び吐口能力の不足から降雨時の排水が路面にまで溢れ用地外へ流出していた。早急な吐口の改修が必要である。

(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

(2) 現在までの状況

ア 安謝川河川改修工事（H28-3）においては、現在、ボックスカルバート工事を契約しており、掘削時に土砂が流出しない対策として溶接等を検討している。

イ 指摘後、3号浸透池について、建設コンサルタント及び布製型枠メーカーと流入口下部の補強について調整中である。

また、6号沈砂池について、平成31年度に対策工事を実施する予定である。

(3) 未措置とする理由

ア 検討段階であり、施工が未実施のため。

イ 平成30年度末に対策工事が未実施のため。

第2 財政的援助団体等監査の指摘事項に対する未措置の状況

(平成28年度財政的援助団体等監査結果報告分)

1 会計事務等に関すること

(1) 指摘の内容

沖縄県住宅供給公社では、退去後の修繕に要する居住者負担分費用を仮受金として長期にわたり保管しているものがあつた。(土木建築部所管)

(2) 現在までの状況

沖縄県住宅供給公社に対し、仮受金について適切に処理するよう指導した。同団体は、当該仮受金の内訳の精査を進めており、県負担で立替払いされた修繕費については、県へ納入する事務処理を定期的に行っている。

(3) 未措置とする理由

長期にわたり保管している仮受金の内訳について、精査が完了していないため。

第3 行政監査指摘事項に対する未措置の状況

(平成22年度監査結果報告分)

1 催告の未実施について

(1) 指摘の内容

催告を実施していないものが次のとおりとなつていた。

督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に納付を促すため、速やかに文書・電話・訪問等による催告を行う必要がある。

債権名

所管機関名

県営住宅損害賠償金

住宅課

(2) 現在の状況

県営住宅損害賠償金に係る債権管理台帳を整備しているところであり、債権管理台帳整備後は、債務者の所在が判明でき次第、催告を再開することとしている。

また、回収不能債権については、引き続き不納欠損処理を行うこととしている。

(3) 未措置とする理由

催告が行われていないため。

(平成26年度監査結果報告分)

1 重要備品の遊休化

(1) 指摘の内容

利用記録簿がなく、全く利用されていない重要備品がある。

新機種の導入、老朽化、事業終了により利用されなくなったものは、再利用や処分について検討を行い、適切な管理に努めていただきたい。

寄贈された天蓋風飾りの使途がないため利用されていない機関

(2) 現在の状況

天蓋風飾りについて、首里城有料区域内での利活用を検討したが、首里城の展示コンセプトに合致しないこともあり、今後は他施設での展示等により有効活用できないか、関係機関と調整を行っていく。

(3) 未措置とする理由

利用の方針が確定していないため。

(平成30年度監査結果報告分)

1 防火管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

- ア 防火管理者の選任・届け出をしていなかった施設
県営住宅（宮古地区及び八重山地区）
- イ 消防計画の策定・届け出をしていなかった施設
県営住宅（宮古地区及び八重山地区）

(2) 現在までの状況

- ア 防火管理者の選任、届け出については、速やかに実施するよう指定管理者へ指導するとともに、県営住宅防火管理要領を改正し、本要領に基づき適切な防火管理業務を遂行するよう指導した。指定管理者では、早急に防火管理者の選任・届け出を行い、住宅課へ報告することとなっている。
- イ 消防計画の策定、届け出については、速やかに実施するよう指定管理者へ指導するとともに、県営住宅防火管理要領を改正し、本要領に基づき適切な防火管理業務を遂行するよう指導した。指定管理者では、早急に消防計画の策定・届け出を行い、住宅課へ報告することとなっている。

(3) 未措置とする理由

- ア 防火管理者の選任、届け出が行われていないため。
- イ 消防計画の策定、届け出が行われていないため。

2 運用方針に定められているが協定書に記載されていなかったもの、もしくは遵守されていないもの

(1) 指摘の内容

- ア 全部委託の禁止について明記していなかった所管課
青少年・子ども家庭課及び生涯学習振興課
- イ 暴力団排除に関する事項が明記していなかった所管課
青少年・子ども家庭課
- ウ 緊急連絡に対応できる体制を整備していなかった所管課
福祉政策課及び青少年・子ども家庭課

(2) 現在までの状況

- ア 平成31年度の年度協定書締結に併せて、基本協定書に「全部委託の禁止」の条項を加える改訂を行うことで指定管理者と調整済みである。（青少年・子ども家庭課）
全部委託の禁止については、これまで業務仕様書に明記していたが、当該指摘を受け、平成29年度以降は、各施設の指定管理更新時の基本協定書を変更する際、明記するようにしている。なお、平成31年度末には全施設の基本協定書への明記が完了する

予定である。 (生涯学習振興課)

イ 平成31年度の年度協定書締結に併せて、基本協定書に「暴力団排除に関する事項」の条項を加える改訂を行うことで指定管理者と調整済みである。

ウ 他施設の連絡体制を参考に緊急連絡体制(案)を作成し、指定管理者と調整を行っている。平成31年5月中に緊急連絡体制の整備を行う予定である。(福祉政策課)

指定管理者との間で連絡体制の構築に向けて調整を行っている。他施設も参考としながら、平成31年度内に体制を整える予定である。(青少年・子ども家庭課)

(3) 未措置とする理由

ア 基本協定書への記載が完了していないため。

イ 基本協定書への記載が完了していないため。

ウ 緊急連絡に対応できる体制が整備されていないため。

3 協定書に記載されているが、遵守されていなかったもの

(1) 指摘の内容

ウ 管理物品台帳を作成していなかった施設
総合福祉センター

エ 物品台帳の作成・報告をすることとなっているが、確認していなかった所管課
福祉政策課

(2) 現在までの状況

ウ 指定管理者に対し、物品シールの貼り付けによる物品確認作業と物品台帳の作成を指導した。指定管理者では、物品の確認作業と台帳作成に取り組んでおり、平成31年度中には作成する予定である。

エ 指定管理者において物品台帳が作成され次第、報告を受けて、確認を行う予定である。

(3) 未措置とする理由

ウ 物品台帳の作成が行われていないため。

エ 物品台帳の確認が行われていないため。